

## 第 54 回消防救助技術近畿地区指導会プログラム広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 54 回消防救助技術近畿地区指導会（以下「近畿地区指導会」という。）プログラムに掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定める。

### (掲載基準等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 近畿地区指導会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがあるもの
- (2) 法令若しくは公序良俗に反するとき又は社会的に非難を受けるおそれがあるもの
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体の活動のために利用する場合又はそのおそれがあるものの
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団の構成員が支配し、若しくは関与し、又はそのおそれがあるもの
- (5) その他委員長が適当でないと認めたもの

### (募集期間)

第 3 条 募集期間は、令和 8 年 2 月 2 日から令和 8 年 4 月 30 日までの間とする。

### (掲載の申込み)

第 4 条 広告の掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、第 54 回消防救助技術近畿地区指導会プログラム広告掲載申込書（様式第 1 号）により、第 54 回消防救助技術近畿地区指導会委員長（以下「委員長」という。）に申し込まなければならない。

2 前項の申込書には、掲載しようとする広告の原稿を添付しなければならない。

### (掲載の承認)

第 5 条 委員長は、前条第 1 項の規定による申込みを受けた場合は、その内容を審査し、掲載を承認したときは、申込者に対して第 54 回消防救助技術近畿地区指導会プログラム広告掲載申込受理書兼請求書（様式第 2 号）によりその旨を通知するものとする。

### (承認の取消し等)

第 6 条 委員長は、前条の規定により掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）が第 2 条各号のいずれかに該当するに至った場合、いずれかに該当することが判明した場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定した期日までに広告料を納入しないとき。
- (2) 指定した期日までに広告又は広告原稿（電子データを含む。）を提出しないとき。
- (3) 第 2 条の掲載基準に反する広告について、内容等の修正に応じないとき又は修正できないとき。
- (4) 申込者の故意又は重大な過失により、委員長又は第三者に損害を与えたとき。
- (5) 近畿地区指導会の名誉若しくは信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させ

るような行為があったとき。

- (6) 広告主において社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。
  - (7) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、この要綱その他広告に関する規程に違反する行為があつたとき。
- 2 前項に定めるほか、委員長は、近畿地区指導会の業務上やむを得ないと認めるときは、第5条の規定による承認を取り消すことができる。
- 3 委員長は、広告掲載の決定を取り消した場合であっても、広告の原稿作成費用その他一切の費用について補償しない。
- 4 大規模災害の発生等、委員長の責めに帰さない事由により近畿地区指導会を中止した場合の取扱いは、広告主と委員長が個別に協議して決定するものとする。

(広告料)

第7条 広告料は別表のとおりとする。

(広告料の納付)

第8条 広告主は、委員長が指定する期日までに前納により一括納付するものとする。ただし、委員長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

- 2 振込に要する費用は申込者の負担とする。
- 3 広告料の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書に代える。ただし、広告主の希望により、広告料の領収書を発行することができる。

(広告料の還付)

第9条 既納の広告料は、還付しない。ただし、第6条第2項の規定による取消しがあった場合その他委員長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(広告の内容)

第10条 広告主は、広告の責任の所在を明確にするため、広告主の名称又はブランド名、所在地及び連絡先の電話番号を広告に明記するものとする。

- 2 委員長は、広告の内容、デザイン等が各種法令、規程、若しくはこの要綱に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対し広告の内容等の修正を求めることができるものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。委員長は、第三者に対する損害については、いかなる理由があつても一切その責任を負わない。
- 3 広告主の責めに帰すべき事由により、近畿地区指導会プログラムを使用できなくなったとき又はその他委員長に損害が生じたときは、広告主がその印刷物を作成し直す費用又はその

他委員長に生じた一切の費用を負担するものとする。

(権利譲渡又は転貸の禁止)

第12条 広告主は、第5条の規定により承認された広告の掲載に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は令和8年2月2日から施行する。

別表（第7条関係）

掲載場所	発行部数／配布場所	広告料
近畿地区指導会プログラム 【1枠】A4 サイズ（1ページ）の 1/8 (縦約 69.25mm×横約 95mm)  ※上記プログラムは、堺市消防局ホームページ ページに約 1 カ月間掲載する。	【発行部数】 600 部  【配布場所】 ・大阪府下消防（局）本部 ・兵庫県下消防（局）本部 ・近畿地区指導会会場	1 枠 12,500 円

備考

- 1 上記広告料の額には消費税額等を含む。
- 2 1者あたり最大 8 枠（1ページ）まで申し込みを可能とする。
- 3 枠位置は委員長に一任するものとし、指定することができない。